

とす。

釐金 清國に於ては、所謂釐金税制度なるもの有りて、輸入品に對して税を課せり。斯の如きは、人民に生産力發達し、平素の需品悉く土地に生産するを保護するの目的ならば、外貨輸入防遏上、多少裨益する所あらんも、生産力薄弱なる土地にては、非常の不利益たるを免かれず。

釐金税額は、價格百に付、二分五厘を徵收するの定めなるも、其實甚だ不規則にして、各地一定せず。而も其の價格は、商人中牙商地方官之を認諾したる者の定むる所に依り、露國若くは印度よりの入貨には、一切課税すること無し。只、伊犁のみは、多年交渉の結果、價格の約百に付、一分二厘五毛、即ち通常の半額を徵しつゝ在り。

取引は、現金を以てするもの極めて少なく、多くは證券、即ち手形取引に依るも、支拂期限は一定せず。而も媒介人を介して取引を行ひ、其の媒介人は、大貿易に於ては、官吏より或る商人を指名し、小貿易には、自から信用ある商人を擇ひて之を託す。其の賃金は、百に付二分五厘とす。

信用

物品を取引するには、敢て證券を用ひず。唯、言語を以て約諾するのみ。所謂信